

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（案）について

法務省入国管理局
厚生労働省職業能力開発局

1. 制定の趣旨

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号。以下「法」という。）については、第 192 回国会において成立し、平成 28 年 11 月 28 日に公布されたところである。

今般、法の施行に伴い、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の欠格事由に係る出入国又は労働に関する法律の規定、監理団体の許可の有効期間等を定めるとともに、所要の規定の整備を行うもの。

2. 制定内容

(1) 技能実習計画の認定及び監理団体の許可の欠格事由に係る出入国又は労働に関する法律の規定

技能実習計画の認定及び監理団体の許可の欠格事由に係る出入国又は労働に関する法律の規定を、以下のとおり定める。

① 出入国に関する法律の規定

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 73 条の 2、第 73 条の 4 から第 74 条の 6 の 3 まで、第 74 条の 8 及び第 76 条の 2 の規定

② 労働に関する法律の規定

I 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 117 条（船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 89 条第 1 項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 44 条第 1 項の規定により適用される場合を含む。）、第 118 条第 1 項（労働基準法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定

II 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 129 条（同法第 85 条第 1 項の規定に係る部分に限る。）、第 130 条（同法第 33 条、第 34 条第 1 項、第 35 条、第 45 条及び第 66 条（同法第 88 条の 2 の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 88 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第 131 条（第 1 号（同法第 53 条第 1 項及び第 2 項、第 54 条、第 56 条並びに第 58 条第 1 項の規定に係る部分に限る。）及び第 3 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 135 条第 1 項の規定

(これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。)

- III 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条、第64条、第65条(第1号を除く。)及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
- IV 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
- V 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- VI 雇用対策法(昭和41年法律第132号)第40条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定及び同項の規定に係る同法第2項の規定
- VII 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第49条、第50条及び第51条(第2号及び第3号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- VIII 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- IX 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条から第62条までの規定
- X 港湾労働法(昭和63年法律第40号)第48条、第49条(第1号を除く。)及び第51条(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- XI 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第19条、第20条及び第21条(第1号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- XII 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第62条から第65条までの規定
- XIII 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条、第33条及び第34条(第1号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- XIV 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第119条及び第122条の規定

(2) 監理団体の許可の有効期間

監理団体の許可の有効期間について、監理事業の実施に関する能力及び実績に応じた期間として、以下のとおり定める。

- ① 一般監理事業に係る許可の新規申請の場合 5年
 - ② 一般監理事業に係る許可の更新の申請で、一般監理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する場合 7年
 - ③ 一般監理事業に係る許可の更新の申請で、②以外の場合 5年
 - ④ 特定監理事業に係る許可の新規申請の場合 3年
 - ⑤ 特定監理事業に係る許可の更新の申請で、特定監理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する場合 5年
 - ⑥ 特定監理事業に係る許可の更新の申請で、⑤以外の場合 3年
- (3) 監理団体の許可の取消事由に係る出入国又は労働に関する法律の規定
監理団体の許可の取消事由に係る出入国又は労働に関する法律の規定を、以下のとおり定める。
- ① 職業安定法の規定(法第27条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
 - ② 船員職業安定法の規定
 - ③ 出入国管理及び難民認定法の規定
 - ④ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(同法第3章第4節の規定を除く。)の規定
- (4) 労働関係法令における欠格事由への法の規定の追加
法の施行に伴い、労働関係法令における欠格事由への法の規定の追加を行うため、以下の政令に、法の罰則規定を位置付ける。
- ① 職業安定法施行令(昭和28年政令第242号)第2条
 - ② 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第25条
 - ③ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第3条
 - ④ 港湾労働法施行令(昭和63年政令第335号)第3条
 - ⑤ 船員職業安定法施行令(平成16年政令第369号)第1条
 - ⑥ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令(平成17年政令第314号)第1条及び第2条
- (5) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正
猟銃の所持の許可を受けようとする者及び特定日本船舶において特定警備に従事する者の欠格要件として、法第108条に規定する罪(暴行・脅迫・監禁等による強制技能実習)を定める。(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第12条及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令(平成25年政令第326号)第5条)
- (6) 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正

行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）の対象行政機関として外国人技能実習機構を規定する。（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和 41 年政令第 222 号））

(7) その他

法の施行に伴い必要な経過措置規定その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条文

法第 10 条第 2 号、第 31 条第 1 項、第 37 条第 1 項第 4 号

4. 施行期日

法の施行の日